

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和2年3月23日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第6号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年聖籠町規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号中「7月から9月」を「6月から10月」に、「3
日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。